

千葉県文書館管理運営規則の一部を改正する規則

1 概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）と健康保険法等に基づく被保険者証（いわゆる保険証）との一体化が行われた。

また、改正法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 119 号）により、令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証の新規交付が行われなくなった。

以上を踏まえ、文書館文書の閲覧に当たり必要となる閲覧証の交付申請時において、その申請をする者に対して提示を求める「本人の氏名及び住所を確認できるもの」（千葉県文書館管理運営規則第 9 条第 2 項）の例として「健康保険の被保険者証」を定めていた同規則別記第 2 号様式について、所要の改正を行った。

2 改正内容

千葉県文書館管理運営規則別記第 2 号様式中「健康保険の被保険者証」を「個人番号カード」に改めた。

3 施行期日

令和 7 年 12 月 2 日